

平成24年度福島県明るい選挙推進運動要綱

1 目的

この要綱は、平成24年度において明るい選挙推進運動を県民運動として、県民及び市町村等の関係機関が一体となって円滑かつ効果的に推進するための基本方針を定めることを目的とする。

2 運動の基本方針

民主主義の基盤である選挙が、明るくきれいに行われるためには、県民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚、豊かな政治意識と高い政治道義を身につけることが必要である。

このため、本年度においても県、市町村及び民間団体が一体となり啓発事業を推進し、選挙が有権者の自由な意思によって適正かつ公正に行われるよう政治意識の向上に努め、明るい選挙推進運動を展開する必要がある。

こうした中、各種選挙における投票率の低下傾向は、若者を中心とした政治的無関心や政治離れなどが要因のひとつとなっていることから、特に若年有権者の政治、選挙に対する意識の向上をより一層図る必要がある。

については、本年度における明るい選挙推進運動は、これまでの事業の実績を踏まえながら、次に掲げる基本的な考え方にに基づき、重点的かつ効果的な事業を推進するものとする。

(1) 明るい選挙推進体制の強化

明るい選挙の推進をより一層効果的に行うためには、民間団体の自主的、積極的な活動が不可欠である。このため、市町村の明るい選挙推進協議会及び白バラ会の組織活動の活性化に努めるとともに、行政機関においても、県、市町村及び市町村相互間の連携を深め、さらに、社会教育機関、青年団体、女性団体等各関係団体相互間の連携を密にし、これら諸団体が一体となって事業の推進を図る。

(2) 明るい選挙のイメージアップ

明るい選挙推進運動を県民運動として推進するため、県民が直接参加

できる事業を企画し、実施することにより、政治・選挙に関する県民の意識を身近なものとし、明るい選挙のイメージアップを図る。

(3) 指導者養成の推進

明るい選挙推進運動を適切な指導のもとに進めるため、啓発実践者等の研修を通じ、指導者層の充実・拡大を図る。

(4) 話し合い学習活動の推進

自主的な話し合い学習活動やその行動の実践が明るい選挙推進運動の基本となるものであるので、その推進を図る。

(5) 選挙制度関連の周知等

選挙制度及びその内容について、広く県民への一層の周知を図る。

(6) 投票参加の呼びかけ

民主政治の健全な発展を促進できるよう、棄権防止、投票参加を呼びかける。

3 重点実施事項

本年度において重点的に実施すべき事項は次のとおりである。

(1) 明るくきれいな政治、選挙を実現するため、選挙のルールの周知徹底と政治倫理の確立の推進に努める。

(2) 期日前投票制度、不在者投票制度など、選挙人がより投票しやすい環境を整えることを目的とする制度については、あらゆる機会をとらえて有権者に対して一層の周知徹底を図る。

(3) 若年層の政治・選挙に対する意識の高揚に努めるため、学校教育における常時啓発について学校、教育機関との連携を図る。

(4) 明るい選挙推進運動の一層の広がりとその活性化を図るため、市町村の明るい選挙推進協議会の組織の活性化及び白バラ会の育成について積極的な助言を行う。

(5) この運動のより一層の推進を図るため、地域における指導者を育成する研修会を実施する。

(6) 各地域で進められているコミュニティ活動、生涯学習活動等との連携により、明るい選挙推進運動の拡大を図る。

(7) 市町村等が実施する啓発事業を補完するため、効果的な方法による共同事業を実施し、積極的に事務局職員の派遣及び資料の提供を行う。

(8) 工夫をこらしつつ各地域の実情に即した啓発事業を展開し、棄権防止、

投票参加の呼びかけを行う。

4 実施に当たっての留意事項

- (1) 明るい選挙推進運動は、県及び市町村を通じて総合的かつ体系的に推進すべきものであるため、関係機関は相互に協力し、補完しあうこと。
- (2) 事業の推進に当たっては、地域の実情を考慮し、それに適合する事業を重点的かつ効果的に行うこと。
- (3) 明るい選挙推進運動を積極的かつ効果的に行うために、各市町村においては、選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会、教育委員会、公民館その他の関係機関と協議の上、明るい選挙推進運動要綱等を定めること。
- (4) 事業を広域的かつ効率的に推進するため、県及び市町村との共同事業を積極的に実施すること。
- (5) 事業の日程及び内容についてはできるだけ早い時期に定め、一般の参加を予定している場合には、前もって関係機関、事業所等へ協力を依頼するとともに、広報紙、有線放送その他のメディアの積極的な活用を図ること。

平成24年度明るい選挙推進事業計画

平成24年度福島県明るい選挙推進運動要綱に基づき実施する事業は次のとおりである。

1 明るい選挙推進体制の強化

(1) 県明るい選挙推進協議会の開催

明るい選挙推進に関する調査研究、選挙啓発に関わる関係機関との協議等を通じて、明るい選挙推進体制の強化を図る。(開催地：福島市)

(2) 県明るい選挙推進員会議

明るい選挙推進運動についての研修を通じて、活動の推進及び協力体制の充実を図る。(開催地：福島市)

2 明るい選挙のイメージアップ

(1) 明るい選挙ポスターコンクール

小中高校生を対象に福島県教育委員会と共催で実施し、明るい選挙推進運動のより効果的な広がりを図る。

(2) 啓発資材の作成

明るい選挙のシンボルマーク及びコピーを活用してリーフレット等の啓発資材を作成する。

(3) 選挙管理委員会ホームページの活用

ホームページを活用し、政治意識の高揚を図る情報を提供するとともに、様々な啓発活動の事例を掲載することにより、明るい選挙推進運動の効果的な広がりを図る。

(4) マスコミによる啓発

マスコミ各社の積極的な協力を求め、明るい選挙の推進を図る。

3 指導者養成の推進

明るい選挙指導者研修会の開催：県内の各種団体において、啓発活動の実践者を対象として研修会を実施し、明るい選挙推進運動を進めていくための地域リーダーの育成を図る。(開催地：県内7方部)

4 話し合い学習活動の推進

関係団体等が実施する話し合い学習活動のうち、県、市町村の参加のもとに実施することが適当な活動については、共同で行う。

5 ホームページによる選挙制度の周知

政治家の寄附の禁止、期日前投票制度、不在者投票制度等について、広く県民に周知されるようホームページの掲載内容の充実を図る。

6 投票参加の呼びかけ

投票喚起型の選挙啓発活動を積極的に実施し、棄権防止、投票参加の呼びかけを行う。

7 学校と連携した常時啓発

若年層の政治・選挙に対する意識の向上を図るため、学校、教育機関の協力を得ながら、学校教育における常時啓発の取組み方法を検討する。

8 その他の事業への参加・協力

(1) 市町村明るい選挙推進協議会連合会会長会議

明るい選挙推進運動における事例研究及び情報交換を行い、明るい選挙推進体制の強化を図る。(開催地：福島市)

(2) 県白バラ大会

県内白バラ会の会員等、選挙啓発活動実践者が一堂に会して、明るい選挙の推進のための講義、研修を通じて、白バラ会の自主的な実践活動や明るい選挙推進運動が展開できるよう推進体制の強化を図る。(開催地：福島市)

(3) その他

県内各市町村で行われる成人式において、新成人に配布する啓発冊子作成への協力。

各種研修への参加、参加者派遣

月別事業計画

月別	事業計画
4月	県明るい選挙推進員会議（福島市） 学校教育における常時啓発の取組み方法の検討（～3月）
5月	明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集 明るい選挙指導者研修会（いわき方部）
10月	明るい選挙啓発ポスターコンクール作品審査（福島市）
12月	明るい選挙啓発ポスターコンクール移動展（県内7方部） 新成人への啓発冊子の作成・斡旋
2月	県明るい選挙推進協議会（福島市） 明るい選挙指導者研修会（県内6方部）

備考

講師の派遣、啓発資材作成、ホームページの活用、マスコミによる啓発、話し合い学習活動、選挙制度関連の周知、投票総参加の呼びかけ等については随時実施する。

参考

市町村明るい選挙推進協議会連合会会長会議（福島市）
県白バラ大会（福島市）